

企業アンケート及び自治体アンケートの分析

※ 括弧（ ）の中の数字は、質問の番号である

1 自治体アンケートについて

ア（結論）

現在、自治体において、法曹需要は少なく、また今後法曹需要の大幅な増加は見込めない

イ（アンケートから読み取った内容）

- ・ 8割の自治体がすでに顧問契約をしている（1）。
- ・ 残りの2割は、顧問契約は不要であると考えている（3）。
- ・ その理由は、事件があったときに、個別に弁護士に頼めばいいと考えている（4）。町村会に顧問弁護士がいる（別紙）。
- ・ 現在弁護士を雇用しているのは1自治体のみであり（名取市）、（5）
- ・ その他の自治体は、今後弁護士を雇用する予定はない、と返答している（8）。
- ・ その理由は、「顧問弁護士で十分である」「弁護士が必要になったときに個別に依頼すれば足りる」であった（9）
- ・ 現在弁護士を雇用している名取市も、雇用を増やす計画はない（7）
- ・ その理由は、顧問弁護士がいること、事件があったときに個別に依頼すればすむこと（9）
- ・ 自治体が、適当な弁護士に依頼できずに困ったことは、ない（14）

ウ（分析）

顧問弁護士をつけていない自治体は、単に不要と考えているだけである。したがって、顧問弁護士の需要は足りている。

また、「弁護士を雇用する」という考えは、現在自治体にはない。

その理由は、「顧問弁護士で足りる」あるいは「事件があったときに個別に依頼すれば足りる、というものであり、常勤の弁護士が必要になるほどの法曹需要はない、ということを示している。

ほぼすべての自治体が、これまで、適当な弁護士が見つからずに困ったことはないのであり（村田町のみ、「ある」と回答）、県内のどの地域においても現状では法曹需要が足りており、これ以上弁護士を増やす必要はないのは明らかである。

2 企業アンケートについて

ア（結論）

現在、企業において、法曹需要は少なく、また今後法曹需要の大幅な増加は見込めない

イ（アンケートから読み取った内容）

- ・約7割の企業が顧問契約をしている(2)。
 - 一部の企業は、親会社が顧問契約をしており、その世話になっている
- ・顧問契約をしていない企業は、おおむね、今後も顧問契約の予定はない、と回答している(3)
- ・顧問契約をしない理由は、「弁護士が必要になった場合に個別に依頼すれば足りる」(4)
- ・ほとんどの企業は、弁護士を職員として雇用していない(5)
 - 雇用している、と答えたところは匿名

- ・現在弁護士を雇用していない企業の殆どは、今後も弁護士を職員として採用する予定はない(質問8)
- ・その理由は、「顧問弁護士で十分」、「個別依頼で十分」(9)
- ・現在弁護士を雇用している企業も、今後採用人数を増やす予定はない(7)
- ・殆どの企業は、適当な弁護士に依頼できず困ったことは、ない(14)
- ・「弁護士業務が誰にでもできるようにする」ことには反対意見が多数(16)
- ・弁護士人口は、競争原理に委ねるべきで、弁護士資格を付与する段階で人数を制限すべきではない、という考えには賛成多数(17)
- ・諸外国と同様、訴訟の多い国になることは「よくない」(18)

ウ(分析)

- ・顧問契約をしていない企業は現在、3割程度あるが、それらの企業はそもそも顧問契約を必要としておらず、個別に事件があったときに依頼すれば足りると考えているのであり、新たな顧問契約の需要はほとんど無い。
- ・また、顧問契約をしている企業も、「顧問契約で足りる」と考えており、それ以上に弁護士を雇用するほどの法曹需要はない。
- ・弁護士を頼めなかった、という状況になったこともない。
- ・以上からすれば、企業においても、現在は法曹需要は足りていると見るのが素直である。